

指定管理者労働実態チェックリスト

施設名	岩室観光施設		
指定管理者名	特定非営利活動法人 いわむろや		
施設所管課	西蒲区産業観光課		
所在地	西蒲区岩室温泉96-1		
モニタリング実施日	2月8日	賃金資料該当月	令和3年1月
賃金確認対象者数	11		
正規職員数	4		
臨時等職員数	7		

視点	確認項目	確認資料（一例）	所管課 チェック
労働条件	指定管理業務（再委託除く）の従事者と就業規則に基づき労働契約を締結していますか。	就業規則	<input checked="" type="checkbox"/> 問題なし <input type="checkbox"/> 改善が必要
	労働条件（契約の期間・始業就業時刻・給料の額等）は、労働関係法令（労働基準法等）に照らして適正であり、従事者に明示していますか。	就業規則 労働条件通知書 労働契約書	<input checked="" type="checkbox"/> 問題なし <input type="checkbox"/> 改善が必要
	休日、年次有給休暇を正社員のほか、パートタイマーにも適正に与えていますか。	労働条件通知書 休暇管理簿	<input type="checkbox"/> 問題なし <input checked="" type="checkbox"/> 改善が必要
労働契約・賃金	法定帳簿（労働者名簿・賃金台帳・出勤簿）を整備するとともに、労働時間を把握し、記録していますか。	労働者名簿 賃金台帳、出勤簿	<input checked="" type="checkbox"/> 問題なし <input type="checkbox"/> 改善が必要
	時間外労働、休日労働、深夜労働がある場合、割増賃金は適正に支払われていますか。	就業規則 労働条件通知書	<input type="checkbox"/> 問題なし <input checked="" type="checkbox"/> 改善が必要
	すべての労働について最低賃金以上の賃金額としていますか。	労働条件通知書	<input checked="" type="checkbox"/> 問題なし <input type="checkbox"/> 改善が必要
	時間外・休日労働に関する協定（三六協定）を締結し、届け出ていますか。また、三六協定で定めた上限時間数を超過して時間外勤務を行っている人はいませんか。	三六協定届 賃金台帳	<input checked="" type="checkbox"/> 問題なし <input type="checkbox"/> 改善が必要
安全衛生	雇入れ時及び年1回、定期健康診断を行っていますか。	定期健康診断結果報告書等	<input checked="" type="checkbox"/> 問題なし <input type="checkbox"/> 改善が必要
社会保険	社会保険（健保・介護・厚生年金）、労働保険（労災・雇用）の加入は、各法令に照らして適正に取り扱っていますか。	労働保険料納入証明書 納付書の控え	<input checked="" type="checkbox"/> 問題なし <input type="checkbox"/> 改善が必要
職員教育	業務マニュアルの整備や守秘義務の徹底を行っていますか。	業務マニュアル 個人情報取扱事項	<input checked="" type="checkbox"/> 問題なし <input type="checkbox"/> 改善が必要
	金銭の取扱いには適切な管理体制や仕組みがありますか。	業務マニュアル 金銭管理手順書	<input checked="" type="checkbox"/> 問題なし <input type="checkbox"/> 改善が必要
再委託業務	再委託先がさらに業務を委託（再々委託）することがないよう、実施状況を確認していますか。また、再委託が労働集約的業務の場合、従事者配置計画や賃金の把握をしていますか。	再委託に関する承認申請書	<input checked="" type="checkbox"/> 問題なし <input type="checkbox"/> 改善が必要
市民サービス	利用者等の意見の把握（利用者アンケートなど）に取り組んでいますか。	利用者アンケート	<input checked="" type="checkbox"/> 問題なし <input type="checkbox"/> 改善が必要

改善が必要となった詳細な理由	
<p>〈①労働条件 年休〉 法令、就業規則のとおり年休は付与されているが、10日以上付与されているもののうち3人が業務多忙などで5日以上取得していなかった。</p> <p>〈②労働契約・賃金 割増賃金〉 時間外勤務した時間を別の日にその分遅く出勤するなど調整していたが、時間外勤務により発生する賃金の割り増し分を支払っていなかった。</p>	
改善への取組結果	
点検日	令和3年3月22日
<p>確認日において資料の不足・法の解釈の誤り等により不備あった場合、年度末までの改善取組を記載します。</p> <p>〈①労働条件 年休〉 未取得者には5日以上年休を取得するように促した。1名は5日以上をすでに達成し、残りの2名についても改善を図る。</p> <p>〈②労働契約・賃金 割増賃金〉 組織全体で認識不足があったが、これまでの時間外労働について過去2年分をさかのぼり令和3年4月の賃金支払い時に支給をする。</p>	